

公益財団法人日立地区産業支援センター役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

規程第 12 号

改正 令和 7 年 7 月 1 日

規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日立地区産業支援センター（以下「財団」という。）の役員等の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員及び役員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員等のうち、財団を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、その勤務形態に応じ、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員、茨城県及び日立市の常勤の特別職、一般職、議会の議員の職を兼ねる役員等には報酬等を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 理事長を除く非常勤役員等に対する報酬等の額は、理事会、評議員会及びその他財団の会議（以下「理事会等」という。）への出席時に日額報酬として 1 日当たり 6,000 円とする。ただし、同一日に 2 以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

2 非常勤役員等のうち理事長に対する報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 次に掲げる業務に対し、月額報酬 50,000 円を支給する。

ア 事務局との定例打合せ

イ 理事会等への出席

ウ 財団運営に関する日立市等との協議

(2) 前号の規定による報酬等のほかに、理事長が財団の公益目的事業のうち次に掲げる事業の実施に伴う業務を行った場合、1 時間当たり 10,000 円を支給する。

ア 地域産業振興のための競争力強化に関する事業

イ 地域産業振興のための創業支援に関する事業

(3) 理事長に対する報酬等の総額は、年 1,200,000 円を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 理事長を除く非常勤役員等に対する報酬等は、理事会等に出席した都度、支給する。また、非常勤役員等のうち理事長に対する報酬等は、月単位で支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第 6 条 非常勤役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

2 非常勤役員等が理事会等に出席した時は、出発地が日立市外の時のみ、出席に要した交通費相当額を支給することができる。

(公表)

第 7 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項の規定により、役員等の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正に当たっては、評議員会の議決を得なければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日立地区産業支援センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。